

20210326\_【感染症情報】日本における新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際措置（3月26日発表：フィリピン等の変異株流行国への指定）

【ポイント】

- 3月26日、日本政府は、フィリピンを含む2カ国を「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」に指定することを発表しました。
- 本件指定に基づく措置は、3月29日（月）の午前0時（日本時間）から実施されます。

【本文】

1 3月26日、日本政府は、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」について、現行の24カ国（※）に加え、フィリピンを含む2カ国を新たに指定することを発表しました。なお、本件指定に基づく措置は、3月29日（月）の午前0時（日本時間）から実施されます。

●新たな指定国

フィリピン、ウクライナ

（※）現行24か国

アイルランド、アラブ首長国連邦、イスラエル、イタリア、英国、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スロバキア、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、ブラジル、フランス、ベルギー、南アフリカ共和国、エストニア、チェコ、パキスタン、ハンガリー、ポーランド、ルクセンブルク、レバノン

2 「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」に指定された国からの入国者及び帰国者（日本人を含む）については、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととなります。その上で、陰性と判定された方については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の残りの期間を、自宅等で待機していただくこととなります。

3 また、以下の防疫強化措置を、順次実施していきます。

（1）出国前72時間以内の検査証明の提出を求めるとともに入国時の検査を実施（検査証明不所持者については、航空機への搭乗を拒否されます。）。

（2）空港の制限エリア内において、ビデオ通話及び位置確認アプリのインストール並びに誓約書に記載された連絡先の真正性の確認を実施（スマートフォン不所持者については、スマートフォンを借り受けるよう求められます。）。

（3）全ての入国者は、検疫所等に提出する誓約書において、使用する交通手段（入国者専用車両又は自家用車等）を明記することとなります。

(4) 厚生労働省において全ての入国者を対象とする「入国者健康確認センター」を設置し、当該センターにおいて入国者に対し、入国後 14 日間の待機期間中、健康フォローアップを実施します。

具体的には、位置情報の確認（原則毎日）、ビデオ通話による状況確認（原則毎日）及び 3 日以上連絡が取れない場合等の見回りを実施します。

(5) 入国後 3 日間検疫所長の指定する宿泊施設で待機した後の検査として、唾液による real-time RTPCR 検査を実施します。

4 フィリピンは、日本国外務省から感染症危険情報レベル 3 対象国に指定されており、渡航中止勧告を出しているところですが、特に「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」に指定されたフィリピン他に対しては、短期渡航、とりわけ日本への帰国を前提とする短期渡航について、当分の間、中止するよう改めて強く要請しています。

5 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

#### 【関連情報】

●新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（変異株流行国・地域の追加）  
(2021 年 3 月 26 日)

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021050.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021050.html)

●変異ウイルスに係る水際対策強化について（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

+++++

#### 【以下、新型コロナウイルス関連情報】

●在フィリピン日本国大使館ホームページ（日本国政府の発表・関連情報等（日本へ入国・再入国・帰国をご予定の方へ）

[https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00310.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00310.html)

●日本外務省・海外安全ホームページ（感染症危険情報：フィリピン）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo\\_013.html#ad-image-](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_013.html#ad-image-0)

0

※現在ビサヤ地方を含むフィリピン全土に「感染症危険情報レベル 3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」が発出されています。

.....  
(問い合わせ窓口)

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外務省領事サービスセンター（海外安全相談班）

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：（東京 03）3580-3311 内線 2902

○在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：（市外局番 032）231-7321

FAX：（市外局番 032）231-6843

ホームページ：[https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：（市外局番 02）8551-5710

FAX：（市外局番 02）8551-5785

ホームページ：[http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)